

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																								
汎用申請対象手続一覧 【監視関係】 <table border="1" data-bbox="181 399 1111 879"> <tr> <th>手続名称</th><th>根拠法令等</th></tr> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>内貨船機用品積込承認申告（包括）</td><td>関法第 23 条第 2 項 関基 23－13(2)</td></tr> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>内貨船機用品積込承認申告</td><td>関法第 23 条第 2 項 <u>関令第 21 条の 2 第 2 項</u> 関基 23－13(1)</td></tr> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> </table>	手続名称	根拠法令等	(省略)	(省略)	内貨船機用品積込承認申告（包括）	関法第 23 条第 2 項 関基 23－13(2)	(省略)	(省略)	内貨船機用品積込承認申告	関法第 23 条第 2 項 <u>関令第 21 条の 2 第 2 項</u> 関基 23－13(1)	(省略)	(省略)	汎用申請対象手続一覧 【監視関係】 <table border="1" data-bbox="1169 399 2098 879"> <tr> <th>手続名称</th><th>根拠法令等</th></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>内貨船機用品積込承認申告（包括）</td><td>関法第 23 条第 2 項 <u>関令第 21 条の 2 第 2 項</u> 関基 23－13(2)</td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>内貨船機用品積込承認申告</td><td>関法第 23 条第 2 項 関基 23－13(1)</td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> </table>	手続名称	根拠法令等	(同左)	(同左)	内貨船機用品積込承認申告（包括）	関法第 23 条第 2 項 <u>関令第 21 条の 2 第 2 項</u> 関基 23－13(2)	(同左)	(同左)	内貨船機用品積込承認申告	関法第 23 条第 2 項 関基 23－13(1)	(同左)	(同左)
手続名称	根拠法令等																								
(省略)	(省略)																								
内貨船機用品積込承認申告（包括）	関法第 23 条第 2 項 関基 23－13(2)																								
(省略)	(省略)																								
内貨船機用品積込承認申告	関法第 23 条第 2 項 <u>関令第 21 条の 2 第 2 項</u> 関基 23－13(1)																								
(省略)	(省略)																								
手続名称	根拠法令等																								
(同左)	(同左)																								
内貨船機用品積込承認申告（包括）	関法第 23 条第 2 項 <u>関令第 21 条の 2 第 2 項</u> 関基 23－13(2)																								
(同左)	(同左)																								
内貨船機用品積込承認申告	関法第 23 条第 2 項 関基 23－13(1)																								
(同左)	(同左)																								